

国・県への 意見書の 提出

市議会では、意見書を関係行政機関に提出することができます。9月定例会では、議員発議による5件の意見書を全会一致で可決し、内閣総理大臣等に提出しました。

女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた環境整備を求める意見書

昭和54年(1979年)、国連においてあらゆる分野で、女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する女性差別撤廃条約が採択された。日本は昭和60年(1985年)、この条約に批准した。本条約により雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法ほか法整備は少しずつ進んできたことは周知のとおりである。しかし、ハラスメントやDV、性暴力、賃金格差など女性差別は依然として解消されていない。

日本がまだ批准していない女性差別撤廃条約選択議定書は、女性の人権保障の国際基準として、本条約の実効性確保に重要な役割を果たしている。日本においても選択議定書を批准することで、性別による不平等の解消につながることを期待される。

国会においては参議院で、選択議定書の批准を求める請願が採択されており、令和2年12月閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」の中で、「選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と明記されている。

よって、国においては、日本が男女平等社会を実現し、国民一人一人の幸福を高め、全ての人の人権が尊重される社会の実現に向け、選択議定書の批准に向けた環境整備を推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月10日

富士市議会

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。
- 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月10日

富士市議会

江尾江川流域の水害軽減対策に係る財政的支援を求める意見書

富士市東部地域を流れる江尾江川流域の江尾・境地区はかねてより水害常襲地として知られ、本年7月3日の大雨で、床上浸水21戸、床下浸水59戸という甚大な被害が発生した。

この地域の特徴として、愛鷹山麓の切り立った山間部に降った雨が短時間で住宅地に到達する点や、土地改良区を抱える低地で、沼川本川の水位に影響されやすい点など、地形的に被害が発生しやすい点が挙げられる。

平成19年7月の水害の発生以降、現在までの14年間で、4回の大きな被害が出ていることや、地球温暖化が進み、異常気象による中小河川の氾濫が増加することが想定される中で、地域住民にとって雨におびえながらの生活が続く現状は、看過できないものである。

水害軽減について、国による様々な支援が行われてきたが、これまで以上に、抜本的な水害軽減事業の推進及び、現在、県が取り組んでいる江尾江川拡幅事業と沼川新放水路事業の早期供用に向けた支援の必要が生じている。

よって国においては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく交付金の予算確保、及び本交付金を、水害が多発している河川の整備事業へ重点的に措置するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月6日

富士市議会

江尾江川流域の水害軽減対策を求める意見書

富士市東部地域を流れる江尾江川流域の江尾・境地区はかねてより水害常襲地として知られ、本年7月3日の大雨で、床上浸水21戸、床下浸水59戸という甚大な被害が発生した。

この地域の特徴として、愛鷹山麓の切り立った山間部に降った雨が短時間で住宅地に到達する点や、土地改良区を抱える低地で、沼川本川の水位に影響されやすい点など、地形的に被害が発生しやすい点が挙げられる。

平成19年7月の水害の発生以降、現在までの14年間で、4回の大きな被害が出ていることや、地球温暖化が進み、異常気象による中小河川の氾濫が増加することが想定される中で、地域住民にとって雨におびえながらの生活が続く現状は、看過できないものである。

水害軽減について、県が平成24年5月に策定した沼川河川整備計画に基づく主要事業である江尾江川拡幅事業や沼川新放水路事業をはじめ、様々な対策が取られてきたが、より一層の推進を図る必要が生じている。

よって県においては、江尾江川流域の水害軽減に向けた下記の項目について、早期に実現するよう強く要望する。

記

- 江尾江川拡幅工事について、事業スケジュールを短縮し、早期供用するとともに、上流部である吉原沼津線にかかる狭窄部分の優先拡幅、及び下流部分暫定調整池としての早期供用
- 江尾江川河川改修工事について、かさ上げコンクリート(パラペット)、及び継続的な浚渫・伐採の実現
- 江尾江川の本川である沼川における富士市側の流量削減のため沼川新放水路の早期供用の実現
- 沼川浚渫や堤防の補強と石水門の早期拡幅の実現

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月6日

富士市議会

建設残土処分等に伴う違法な盛土を厳しく規制する法律の整備に関する意見書

富士市が位置する富士山南麓一帯は、幹線道路の整備とともに、建設残土等の処分地として着目され、頻りに利用されている。特に近年、県境をまたぐ違法な盛土が急増し、地域住民の不安は増すばかりだが、本年7月3日の熱海市の土石流災害(盛土崩壊)を目の当たりにし、その不安は一層深刻なものとなっている。

富士市は、静岡県内で最も厳しいとされる刑事罰をも含む条例(富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例)をつくり、違法な盛土に係る悪質業者に厳しく対峙しているが、条例違反は後を絶たず、事業中止命令や原状回復命令も、実効性に問題が残る。ましてや、肝腎要の、残土等の発生源責任の追及は、条例の及ぶところにあらず、事実上、野放し状態となっている。いずれも、強固な法律の裏づけを欠くことによるものとする。

富士山は世界文化遺産である。富士市はこのかけがえのない遺産を末永く保全していく責務を有すると考えるが、それ以上に、地元住民は、違法な盛土に大きな不安を抱え、災害の発生につながる強い危惧を抱いている。

こうした不安、危惧を解消するため、既存の法律に加え、現在進行形の違法な盛土に強力に対処できる法律の、一刻も早い整備が不可欠と考える。

よって、国においては、悪質事業者を前に、悩み、苦戦している地方自治体の現場と十分に調整し、残土処分等に際して発生者責任を明確化し、中止・原状回復命令等の処分の実効性を担保するほか、必要な事項を含む法律の整備を速やかに進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月6日

富士市議会